

〈資料紹介〉

広島市公文書館所蔵

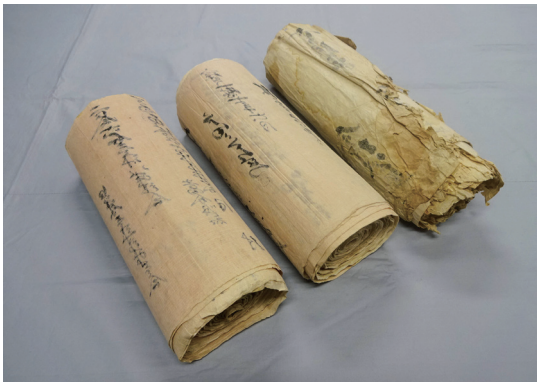
「畑賀村年貢免状」（役場文書）

檜垣 榮次

一、はじめに

広島市公文書館には、合併町村が保管していた公文書等である「役場文書」が所蔵されている。これらの役場文書は、広島市が周辺の町村との合併に際し引き継ぎ公文書館に移管されたもので、その中心は明治以降の公文書だが、中には近世に属するものもある。その中に、瀬野川町から引き継いだ畑賀村の年貢に関する「年貢免状（土免状）」（以下「土免状」と言う。）と呼ばれる文書がある。

この土免状は、明治以降役場が当時の庄屋クラスの豪農から引き継いだものと思われるが、時期の詳細は分からない。現状は、全一四三点の土免状を年代順に糊で巻物状に継いだもので、三巻の巻物（資料一）になっており、享保十一（一七二六）年から元治元（一八六四）年までの土免状がほぼまとまって残されている。これは、『広島市公文書館紀要 第二八号』で紹介した「竹内家文書」の土免状一九三点に次ぐ量である。広島藩の土免状としては、このほか広島市内にあるものとして、広島県立文書館所蔵の「荒川家文書」に六一点の土免状が見られ、いずれも広島藩の地方支配の様子を知る上で貴重な



資料1 資料の現状

資料と言えるであろう。

畑賀村の土免状は、広島市公文書館所蔵の役場文書の中で、年貢に関するものとしては最もまとまって残されている資料の一つであることから、本稿においてその概要について紹介するものである。

二、広島藩の地方支配

広島藩の年貢に関する貢納制度は、福島正則による「慶長の検地」に始まると言われる。慶長六（一六〇一）年に行われたこの検地により、広島藩内の村域がほぼ確定し、政治的支配の単位として把握されるようになった。

元和五（一六一九）年、福島正則に代わって浅野氏が、徳川幕府より安芸・備後を拝領して紀伊和歌山から入国した。浅野氏は、福島氏が行った検地の実績を踏まえ、現況と大きく異なる場合は検地を実施したと言われる。基本的には福島時代に掌握された石高を基礎にしており、物成高の決定とその収納体制、貢租負担をする百姓の確保に関心を払っていたようである。これは、領主の交代に伴う村々の動揺を極力抑えようとしたものである。

また、藩士の給与形態については地方知行制と俸禄制がある。地方知行制とは、領内に知行地を指定して与える方法であり、俸禄制は年貢等をいったん藩庫に納入して、あらためて現米を支給する形態である。広島藩は、地方

表1 畑賀村土免状一覧

年号	内 訳	点数
享保	11～21 (1726～1736)	12
元文	2～5 (1737～1740)	4
寛保	元～3 (1741～1743)	3
延享	元～5 (1744～1748)	5
寛延	2～4 (1749～1751)	3
宝暦	2～14 (1752～1764)	14
明和	2～9 (1765～1772)	8
安永	2～9 (1773～1780)	8
天明	元～8 (1781～1788)	10
寛政	元～12 (1789～1800)	12
享和	元～3 (1801～1803)	3
文化	元～15 (1804～1818)	15
文政	2～13 (1819～1830)	12
天保	2～15 (1831～1844)	14
弘化	2～4 (1845～1847)	3
嘉永	元～7 (1848～1854)	7
安政	2～6 (1855～1859)	5
万延	元 (1860)	1
文久	元～3 (1861～1863)	3
元治	元 (1864)	1
計		143

知行制を採用し、廃藩まで変えることはなかった。この方法ではまず蔵入地（直轄地）を設定し、次に家老（最初四名、後三名）の知行地を設定し、それからその他の藩士の知行地を設定し、当初から一村に複数の給人がいる相給知を原則とし、大身・小身を問わず複数以上の村に分散して与えられた。この蔵入地と藩士に与えた知行地以外の残余分や没収知行地などが明知方となる。家老の知行地は、原則的に一村丸抱えかつ同一地域に集中していたが、東城浅野家のように分散しているものもあった。家老の知行地は、蔵入地や一般給知と別に独自の支配形態をとっていたようである。一般給知（一般武士の給知）は、鬪取制を採用しており、個々の給人と知行地の百姓とが複雑に組み合わされていた。給人は、知行地の中から「給庄屋」を任命した。給庄屋は、「給知に置かれた庄屋で、与庄屋・給与頭くみかじともいい、給人が給知の百姓の中から、筆頭の高持で人格のすぐれている者（江戸中期以降は割庄屋や庄屋が推薦した者）を任命した。」¹⁾給人は、年貢・口米と種米貸しだけが許され、その他は全て代官の支配のもとに置かれた。

広島藩の領域支配は「郡方」と「町方」に分けて行われた。畑賀村を含む瀬野川四か村は「郡方」に含まれていた。郡方は、村方とも地方とも呼ばれた。その体系は、郡奉行―郡廻り―大庄屋（後に割庄屋）―庄屋―組頭（与頭）―長百姓―農民となっていた。郡奉行は、全藩で一名置かれ、郡役所において郡廻りや代官を統括した。郡廻りは三、四郡ずつを統括し、代官以下の政務を指揮・統括した。また、年貢率決定にも関与していたので、御免奉行とも呼ばれていた。その下に各郡に代官所が置かれ、ここが郡政を担当した。代官所は、知行高二百石前後の藩士が代官に任命され、一郡あたり二名ずつの代官と数名の下役（番組）によつて構成されていた。畑賀村のある安芸郡の代官所は海田市に置かれ、普段代官は広島役宅で執務しており、必要があれば郡元（海田市）に出向いて執務した。割庄屋は、代官の指示を受けて郡政事務を行っていた。その役割は、郡割に関するところ、郡全体の年貢徴収に関するところ、御用通行に関する手配・諸準備、宗旨改め、郡内で発生した紛争の調停など、農民に関する様々な分野にわたっており、各村の庄屋等を手伝わせて行っていた。庄屋は一人が原則であるが、種々の理由により二、

三人が任命されることもあった。畑賀村の場合、理由は明らかではないが、文化十二（一八一五）―文化十三年、天保三（一八三二）―天保八年、天保十三―嘉永五（一八五二）年に二名の庄屋が置かれている。庄屋は組頭と共同して、年貢納入に関するところ、藩の法令や通達を伝えること、宗門改の調整などをはじめとする村政全般を執行した。特に年貢納入は重要で、もし未進が生じた場合庄屋等が肩代わりして皆済する必要があった（村請制）。組頭は、与頭とも呼ばれ、庄屋の補佐役として村内事務の執務に当たった。このため、庄屋に次ぐ村内の有力者が選ばれたようである。この代官制は、正徳二（一七一一）―享保三（一七一八）年の間を除き明治初年まで続いた。農民の年貢は、代官の上申により、村の生産高を勘案して賦課され、村高を基準に賦課される本途物成Ⅱ年貢に、年貢の二%の口米を加えた定物成と言われる正租と、諸産物に課せられる小物成や運上銀などがあつた。

三、年貢と土免状

年貢率（免率）は、代官の上申を受けて決定されるが、農民の生活に直接関わる重要な事項であつた。この免率の決定には、検見（秋免）、土免、定免等の方法がある。広島藩は、最初の頃は検見（秋免）を採用していた。これは、秋に検見役人が巡回し、作柄を調査して免率を決めるという方法である。しかしこの方法は、農民側にとつてみれば、収穫期まで免率が決まらず、収量の減少や品質の低下を招くという難点があり、領主側（広島藩）からみれば、より多くの年貢を取り立てることができるが、検見を行うまでは藩収入が決定せず、藩予算を立てることができないという欠点があつた。そのため、寛永十一（一六三四）年から次第に土免制を採用し、慶安三（一六五〇）年から全藩に適用した。

土免制は、代官の上申、前年の作柄、村の盛衰、田畑の肥瘦などを勘案して、作付け前にその免率を決定し徴収を行う方法である。この免率を記した書状が「土免状」である。しかし、凶作・飢饉に遭うなど不作の年は、村からの申請により、役人が収穫前に調査を行い免率を再決定する「秋免」が行われることがあつた。土免は、春に決めた免率とおりの年貢を納入すればよ

いので、豊作の年は農民にとつては余剰生産が生じるため、農民の増産への意欲を駆り立てる意味があったと言われている。五代藩主吉長の時代の享保元（一七一六）〜享保三年には、免率を決めたら数年は変えないという「定免制」を採用したが、百姓一揆による反対に遭い廃止され、元の「土免制」に戻り、以後明治初めまで続いた。

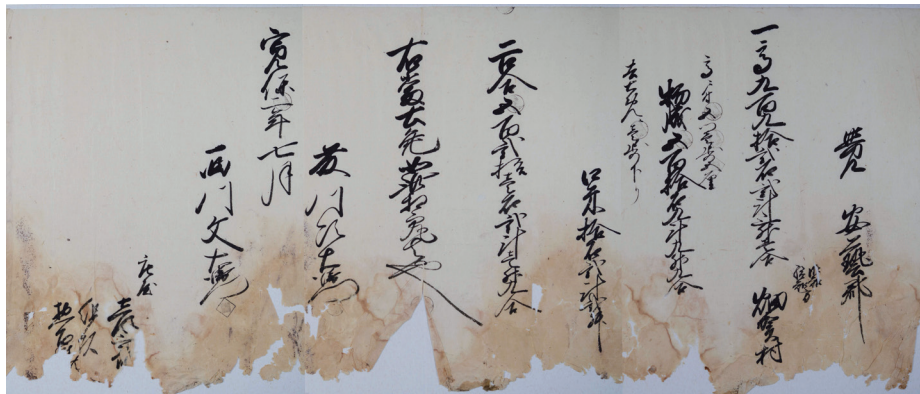
郡役所では、毎年春に免率を決定して土免を行うことを通知し、郡役所へ各村の庄屋等を集めて土免状を交付した。土免状は、藩から庄屋に対し年貢を差し出すよう命じた公文書である。交付された土免状には、免率と免率から割り出される物成と口米からなる定物成が記述されている。郡役所から土免状の交付を受けると、庄屋等は免率の決定すなわち村全体の納入額を農民個々に割り当てる。一人あたりの納入高を記したものが「年貢下札」である。給知の場合、年貢の納入は給庄屋の責任で、給知の農民から年貢を徴収し、それを城下の給人のもとへ納入した。給知で未進が生じた場合も明知と同様に給庄屋等が皆済しなければならなかった。

四、畑賀村について

今回紹介する土免状が交付された畑賀村は、安芸郡に属する村で、現在の広島市役所から東方向へ約10kmにある区域である。江戸時代には安芸郡の一村として、明治時代になってから昭和三一（一九五八）年までは安芸郡の一村として、以後周辺町と合併して瀬野川町の一地域として、昭和四八年には広島市と合併し、政令指定都市となった昭和五五年からは広島市安芸区の一地域となった。

土免状が交付された江戸時代の畑賀村の村高は、元和五（一六一九）年「知行帳」では八四六石余、「藝藩通志」九九二石余、「天保郷帳」八四六石余、「旧高旧領」では九九二石余^②とある、また、畑賀村の土免状を見ると、江戸時代を通じて明知、給知の入り交じった村であることが分かる。「明知」とは、「知行地」として侍士（給人）に与えた土地（給知）以外の残余分の土地」や「給人が他国その他への転勤等で知行地（給知）を支配することができなくなった時は、藩へその管理を委託（委託期間中は藩より現米の支給を受けた）した。

資料2 寛保二年の土免状



この場合は明知同様となった「土地のことを指している^①」。「給知」とは、「藩主から百石以上の藩士に与えられた知行地」を言い、畑賀村の場合複数の藩士に与えられていたようである。給知は、拝領者によっては「定江戸」、「當分明知」等と書かれている。畑賀村の場合は、少なくとも三〜四名の藩士が藩に管理を委託しているようであり、村高から推定して、他にも拝領した藩士がいたと推定されるが、土免状に記されていないので明確には分からない。給知に充てられる土地は、地元で年貢を徴収する者が居り、これを「給庄

覚 安芸郡

明知 方

一 高九百九拾貳石貳斗三升壹合 畑賀村

高二付五ツ壹歩五厘

物成五百拾石九斗九升九合

去土免二壹歩下り

口米拾石貳斗貳升

二口合五百貳拾壹石貳斗壹升九合

右當土免如此相究者也

藤川次右衛門^③

寛保二年七月

西川文右衛門^④

庄屋

彦三郎

組頭 惣百姓（欠）

最後の「組頭惣百姓」の下の「欠」は「共」である。

「屋」と称している。給知を拝領した藩士は、年貢徴収の権限を有していたが、村政に参加することはできず、知行地を荒廃させないこと、勝手に百姓を召し使わないこと、灌漑や道路の諸費等を負担すること等が課せられていた。

畑賀村は、少なくとも土免状が残っている享保十一（一七二六）年以降のうち、享保十七年十一月の「秋免」から宝暦六（一七五六）年の土免状は「明知」、「給知」が合わせて「九百九十二石余」と記述されており、この石数が畑賀村全体の村高になると思われる。

畑賀村は、全体で九百九十二石余の村であるが、そのうちの大部分は給知として藩士に与えられていたようで、「土免状」を見ると明知、給知の石高は変動がある。最大は、明知のみの「九百九十二石余」で、最小は明知のみの「石三斗壹升」で、かなり幅があることが分かる。また給知は、給人ごとに書かれたもの、「當分明知」と添書して個別に書いたもの、または合算したものがあり、石高はそれぞれ変動がある。明知、給知（定江戸詰、定旅詰等を含む）と畑賀村の村高の差が広島在住の藩士に与えられた知行地であることが伺われる。

五、畑賀村の土免状

先に述べたように、畑賀村の土免状は一四三点ある（詳細は巻末表参照）。これらを少し詳しく説明してみたい。

この土免状は、江戸時代には庄屋等が所持していたようであるが、明治以降畑賀村役場、瀬野川町役場に引き継がれ、広島市と合併後公文書館に所蔵されたものである。この内訳は、表 2 の通りである。最も古いのは瀬野村役場文書四三三四で、虫損又は水損が見られ、部分的に欠落が生じている。

この土免状は、先に述べたようにいくつかの種類に分類できる。（１）畑賀村全体の石数を一紙に記述したもの、（２）明知と給知の合算に分けて一紙に記述したもの、（３）明知と給知を藩士ごとに記述したもの、（４）明知と給知

表 2 資料番号

資料番号	土免状作成時期
瀬野村 4314	享保 11 年～宝暦 6 年
瀬野村 4315	宝暦 7 年～寛政 11 年
瀬野村 4316	寛政 12 年～元治元年

が別紙に記述されたもの、（５）明知のみ記述したもの、（６）給知のみ記述したものなどである。いずれの場合も村名、石高、免率、物成、前年との比較、口米、物成と口米の合計、代官の姓名及び押印、交付年月（日付がある場合がある）等の順番に記述されている。

以下、この種類ごとに説明をしてみたい。

（１）畑賀村全体の石数を一紙に記述したもの

これは、明知・給知を合算して一紙に記述したもので、享保十七（一七三二）～宝暦六（一七五六）年までの土免状が該当する。この石数が、畑賀村全体の石数（村高）に該当するものと思われる。

（２）明知と給知の合算に分けて一紙に記述したもの

明知は通常どおり記述されているが、給知は「當分明知」として合算したものが記述されている。この土免状に記述された「當分明知」は、江戸屋敷にいる藩士が、藩に管理を委任したものと思われる。畑賀村の土免状には、村高から推定して、土免状に記述されていない者もいるようで、明知と給知を村高から差し引いた石高がその石高と思われるが、その人数は明確にはできない。

宝暦八（一七五八）～天明五（一七八五）年、寛政四（一七九二）～文化九（一八一二）年、文化十一～文化十三年、文化十五年、文政一（一八一九）年、弘化二（一八四五）～嘉永元（一八四八）年、元治元（一八六四）年の土免状が該当する。

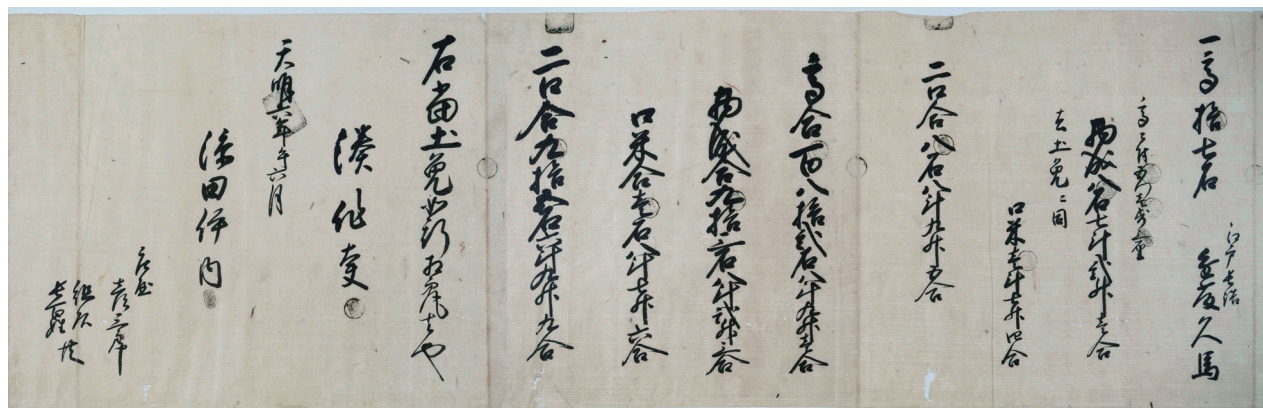
（３）明知と給知を藩士ごとに記述したもの

この土免状は、明知と給知を藩士ごとに記述したものを交付したものである。給知は、藩士ごとに記述されており、それぞれに「定江戸」、「定旅詰」、「當分明知」等と添え書きがあることから考えて、江戸屋敷に常住した藩士であろう。

天明七（一七八七）年、寛政元（一七八九）～寛政三年、文化十（一八一三）年、文化十四年の土免状が該当する。

（４）明知と給知が別紙に記述されたもの

同年に明知と給知が別々に出されたもので、少数ではあるが見られる。享



– 35 (16) –

保十六（一七三二）年、享保十七年、宝暦七（一七五七）年、天明六（一七八六）年、天明八年の土免状が該当する。

（5）明知のみ記述したもの

この土免状は、明知のみ記述しており、文政年間以降に多く見られる。しかし明知の石高を見ると、一二〇石余～一石余であり、村高と一致することはない。これは明知が、給知の予備的なものとされており、給知が増減することに対応して増減したためであろうと思われる。

享保十一（一七二六）～享保十七年、元文四（一七三九）年、文政三（一八二〇）～天保十五（一八四四）年、嘉永二（一八四九）～文久三（一八六三）年の土免状が該当する。

（6）給知のみ記述したもの

この土免状は、給知のみ記述したもので、少数存在する。しかし、その石数は同年に出された明知の石数を加えても、畑賀村の村高九二石余に足りない。土免状に記述されたのは、藩に管理を委託したもので、不足する分は他の藩士に与えられたものである。

少数ではあるが、享保十七（一七三二）年、天明六（一七八六）年、天明八年の土免状が該当する。

六、おわりに

瀬野町役場の「土免状」について紹介を行ったが、最後に若干のまとめを行っておきたい。

この土免状は、船越村の土免状（竹内家文書）と基本的には同じであるが、船越村が明治時代になるまで蔵入地であったのに対し、畑賀村は明知と給知が入り交じった村であったことが大きく異なる点である。船越村が、藩の直轄地として明治を迎えたのに対し、畑賀村は明治になるまでかなりの部分が藩士への給知であった。また、船越村は新開の開発によって村高の増加を図っているのに対し、畑賀村では新開の開発による増加が見られない。畑賀村が山間の村で開発の余地が無かったこと、藩士への給知であったことが影響したのであろうか。明知の石数が変化しており、給知の石数も変化している

ことから、畑賀村は、給知に備えた村であったことが伺える。

この原稿の作成にあたり、『瀬野川町史』、『安芸熊野町史』、『府中町史』、『中山町史』、『新修広島市史』、『広島県史 近世編』、『広島藩』などの町史、県史、刊行物など広島藩の農村支配、藩士の知行などについて参考にさせていただいた。ここに謝意を表したい。

最後になるが、広島県立文書館西村晃氏からは特に多大なご教示をいただいた。ここに謝意を表したい。

註

- (1) 『広島藩における近世用語の概説 6訂増補版』 金岡照編 二〇〇五年
- (2) 『日本地名大辞典 31広島県』 角川書店 一九八七年

物成

田畑の本年貢をいう。高に免を乗じたものが物成である。物成に、その額の百分の二の口米が付加されたものを定物成といい、一般にこれを年貢米という。

定免制 数力年間の収穫高の平均を少し多く見積もって、一定の免を定める制をいい、豊凶にかかわらず免の変更をしないのが原則であった。

参考文献

- 『新修広島市史 第二巻 政治史編』 広島市編・発行 一九五八年
- 『瀬野川町史』 広島市編・発行 一九八〇年
- 『安芸府中町史 第一巻 通史編』 府中町史編修委員会編・府中町発行 一九七九年
- 『船越町史』 広島市編・発行 一九八一年
- 『広島県史 近世編1』 広島県編・発行 一九八一年
- 『広島藩』 土井作治 吉川弘文館 二〇一五年
- 『安芸熊野町史 通史編』 熊野町編・発行 一九八七年

表 畑賀村土免状詳細

交付年 和暦	西暦	月	土 地 の 内 訳	土 地 の 区 分		免 率	庄屋名	備 考
				明 知	給知（嘗分明知、定旅詰等）			
享保	11	1726	「明知」カ（虫損により欠落）		不明	5ツ6歩2厘	不明	虫損により日付、庄屋名は不明
	12	1727	「明知」カ（虫損により欠落）		明知 173 石 6 斗 3 升 2 合	5ツ6歩2厘	不明	虫損あり
	13	1728	「明知」カ（虫損により欠落）		明知 21 石 3 斗 3 升 8 合	5ツ1歩	不明	虫損あり。「去土免ニ8厘上リ」は違ふ
	15	1730	「明知」カ（虫損により欠落）		明知 127 石 9 斗 6 升 5 合	5ツ9歩	不明	虫損あり。庄屋名に「伊」あり、「伊明」か
	16	1731	「明知」カ（虫損により欠落）		明知 177 石 9 斗 6 升 4 合	5ツ9歩	不明	虫損あり
			「明知」のみ		明知 227 石 9 斗 6 升 5 合	5ツ8歩	不明	
元文	17	1732	「給知」のみ		給知 727 石 9 斗 1 合	5ツ6歩3厘 6毛8弗	不明	虫損あり
			「給知」カ（虫損により欠落）		明知 36 石 3 斗 6 升 6 合	5ツ8歩	不明	
	18	1733	「明知」と「給知」を一紙に合算。「秋免」		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	9歩	不明	
	20	1735	「明知」を一紙に個別に記述		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ4歩	不明	虫損あり
	21	1736	「明知」と「給知」の合算を一紙に記述		明知 463 石 8 升	5ツ8歩	不明	虫損あり
	2	1737	「明知」と「給知」の合算を一紙に記述		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ8歩	傳内	虫損あり。「享保21」と「元文元」は改元のため同年。
寛保	3	1738	「明知」と「給知」の合算を一紙に記述		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ8歩	不明	虫損あり
	4	1739	「明知」のみ		明知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ3歩5厘	傳内	
	5	1740	「明知」と「給知」の合算を一紙に記述		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ1歩5厘	傳内	「去土免ニ同」は誤りか。
	元	1741	「明知」と「給知」の合算を一紙に記述		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ2歩5厘	不明	虫損あり
	2	1742	「明知」と「給知」の合算を一紙に記述		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ1歩5厘	彦三郎	
	3	1743	「明知」と「給知」の合算を一紙に記述		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ1歩5厘	彦三郎	
延享	元	1744	「明知」と「給知」の合算を一紙に記述		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ5厘	彦三郎	「10日」交付
	2	1745	「明知」と「給知」の合算を一紙に記述		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ5厘	彦三郎	「24日」交付
	3	1746	「明知」と「給知」の合算を一紙に記述		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ	彦三郎	
	4	1747	「明知」と「給知」の合算を一紙に記述		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ	彦三郎	「3日」交付
	5	1748	「明知」と「給知」の合算を一紙に記述		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ5厘	彦三郎	「延享5」と「寛延元」は改元のため同年
	2	1749	「明知」と「給知」の合算を一紙に記述		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ5厘	彦三郎	
宝暦	3	1750	「明知」と「給知」の合算を一紙に記述		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ1歩	彦三郎	「22日」交付
	4	1751	「明知」と「給知」の合算を一紙に記述		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ1歩	彦三郎	「寛延4」と「宝暦元」は改元のため同年
	2	1752	「明知」と「給知」の合算を一紙に記述		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ	勘兵衛	「6日」交付
	3	1753	「明知」と「給知」の合算を一紙に記述		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ	勘兵衛	
	4	1754	「明知」と「給知」の合算を一紙に記述		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ3歩9厘	勘兵衛	
	5	1755	「明知」と「給知」の合算を一紙に記述		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ3歩9厘	勘兵衛	
	6	1756	「明知」と「給知」の合算を一紙に記述		明知・給知 992 石 2 斗 3 升 1 合	5ツ	勘兵衛	「去土免ニ同」は誤りか。
	7	1757	「給知」のみ		給知 168 石 4 斗 5 升 4 合	5ツ	勘兵衛	
			「明知」のみ		明知 435 石 7 斗 9 升 8 合	5ツ	勘兵衛	
	8	1758	「明知」嘗分明知」を個別に書き一紙とし、それぞれ合算		明知 435 石 7 斗 9 升 8 合	5ツ	勘兵衛	
	9	1759	「明知」嘗分明知」を個別に書き一紙とし、それぞれ合算		明知 496 石 9 斗 3 升 6 合	4ツ9歩	勘兵衛	
					嘗分明知 107 石 3 斗 1 升 6 合			

交付年 和暦	西暦	月	土 地 の 内 訳	土 地 の 区 分		免 率	庄屋名	備 考
				明 知	給知（當分明知、定旅詰等）			
宝暦	10 1760	4	「明知」「當分明知」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 496 石 9 斗 3 升 6 合	當分明知 107 石 3 斗 1 升 6 合	5 ヲ 2 厘	勘兵衛	
	11 1761	5	「明知」「當分明知」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 561 石 5 斗 1 合	當分明知 107 石 3 斗 1 升 6 合	5 ヲ 2 厘	勘兵衛	
	12 1762	閏 4	「明知」「當分明知」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 361 石 8 斗 8 升 9 合	當分明知 50 石	5 ヲ 1 歩	勘兵衛	
	13 1763	5	「明知」「當分明知」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 361 石 8 斗 8 升 9 合	當分明知 50 石	5 ヲ 2 歩	勘兵衛	
	14 1764	5	「明知」「當分明知」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 361 石 8 斗 8 升 9 合	當分明知 50 石	5 ヲ 1 歩	勘兵衛	「宝暦 14」と「明和元」は改元のため同年
天明	2 1765	6	「明知」「當分明知」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 389 石 2 斗 5 合	當分明知 50 石	5 ヲ 1 歩	勘兵衛	
	3 1766	5	「明知」「當分明知」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 111 石 3 斗 9 升 3 合	當分明知 208 石 8 斗 4 合	5 ヲ 1 歩	勘兵衛	
	4 1767	5	「明知」「當分明知」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 111 石 3 斗 9 升 3 合	當分明知 208 石 8 斗 4 合	5 ヲ 1 歩	勘兵衛	
	5 1768	6	「明知」「當分明知」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 111 石 3 斗 9 升 3 合	當分明知 208 石 8 斗 4 合	5 ヲ 1 歩	勘兵衛	「9 日」交付
	6 1769	6	「明知」「當分明知」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 111 石 3 斗 9 升 3 合	當分明知 208 石 8 斗 4 合	5 ヲ 1 歩	欠損	庄屋は「勘兵衛」か？
	7 1770	5	「明知」「當分明知」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 21 石 3 斗 9 升 3 合	當分明知 208 石 8 斗 4 合	5 ヲ 1 歩	勘兵衛	
	8 1771	6	「明知」「當分明知」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 21 石 1 斗 9 升 3 合	當分明知 208 石 8 斗 4 合	5 ヲ 1 歩	勘兵衛	
	9 1772	6	「明知」「當分明知」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 31 石 8 斗	當分明知 197 石 1 斗 9 升 7 合	5 ヲ 1 歩	勘兵衛	「明和 9」と「安永元」は改元のため同年
	2 1773	6	「明知」「當分明知」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 50 石 8 斗	當分明知 197 石 1 斗 9 升 7 合	5 ヲ 1 歩	勘兵衛	
	3 1774	5	「明知」「當分明知」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 50 石 8 斗	當分明知 197 石 1 斗 9 升 7 合	5 ヲ 1 歩	彦三郎	
安永	4 1775	5	「明知」「當分明知」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 50 石 8 斗	當分明知 197 石 1 斗 9 升 7 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	年号なし。「末五月」から確定
	5 1776	5	「明知」「給知」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 50 石 3 斗 5 升 4 合	給知 197 石 6 斗 4 升 3 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
	6 1777	5	「明知」「當分明知」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 50 石 3 斗 5 升 4 合	當分明知 197 石 6 斗 4 升 3 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
	7 1778	5	「明知」「當分明知」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 80 石 3 斗 5 升 4 合	當分明知 197 石 6 斗 4 升 3 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
	8 1779	5	「明知」「定旅詰」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 81 石 3 斗 5 升 4 合	定旅詰 197 石 6 斗 4 升 3 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
	9 1780	6	「明知」「定旅詰」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 81 石 3 斗 5 升 4 合	定旅詰 197 石 6 斗 4 升 3 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	年号なし。「子六月」から確定
	元 1781	5	「明知」「定旅詰」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 81 石 3 斗 5 升 4 合	定旅詰 197 石 6 斗 4 升 3 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	年号なし。「丑閏五月」から確定
	2 1782	6	「明知」「定旅詰」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 86 石 2 斗 6 合	定旅詰 209 石 7 斗 9 升 1 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
	3 1783	6	「明知」「定旅詰」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 86 石 2 斗 6 合	定旅詰 209 石 7 斗 9 升 1 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
	4 1784	5	「明知」「定旅詰」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 86 石 2 斗 6 合	定旅詰 209 石 7 斗 9 升 1 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	年号なし。「竜五月」から確定
天明	5 1785	6	「明知」「定旅詰」を個別に書き-紙とし、それぞれ合算	明知 86 石 2 斗 6 合	定旅詰 209 石 7 斗 9 升 1 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
	6 1786	6	「明知」のみ別紙	明知 113 石 1 斗 6 合		5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
					定旅詰南条嘉兵衛 53 石 3 斗 3 升			
	6 1786	6	「定旅詰」は個人名と所領を記述		同 山口幸十郎 70 石	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
					同 長谷川隼太 42 石 5 斗 6 升 1 合			
					江戸長詰近藤久馬 17 石			
					定江戸南条嘉兵衛 53 石 3 斗 3 升			
	7 1787	6	「明知」「定江戸」「江戸永詰」を一紙に個人別に記述	明知 113 石 1 斗 6 合	同 山口幸十郎 70 石	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
					同 長谷川隼太 42 石 5 斗 6 升 1 合			
					江戸永詰近藤久馬 17 石			
8 1788	6	6	「明知」のみ別紙	明知 134 石 5 斗 3 升 6 合		5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
8 1788	6	6	「旅詰」は個人名と所領を記述		旅詰南条嘉兵衛 53 石 3 斗 3 升	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	「江戸永詰近藤久馬」かない。広島に居住したか？
					同 山口幸十郎 70 石			
					同 長谷川隼太 42 石 5 斗 6 升 1 合			

交付年 和暦	西暦	月	土 地 の 内 訳	土 地 の 区 分		免 率	庄屋名	備 考
寛政	元	1789	「明知」と「旅詰」を一紙に記述、「旅詰」は個人別	明知 146 石 7 斗 6 升 4 合	旅詰南条嘉兵衛 53 石 3 斗 3 升 同 山口幸十郎 70 石 同 長谷川隼太 42 石 5 斗 6 升 1 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
	2	1790	「明知」と「旅詰」を一紙に記述、「旅詰」は個人別	明知 23 石 3 斗 2 合	旅詰南条嘉兵衛 53 石 3 斗 3 升 同 山口幸十郎 70 石 同 長谷川隼太 42 石 5 斗 6 升 1 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
	3	1791	「明知」と「定江戸」を一紙に記述、「定江戸」は個人別	明知 23 石 3 斗 2 合	定江戸南条嘉兵衛 53 石 3 斗 3 升 同 山口幸十郎 70 石 同 長谷川隼太 42 石 5 斗 6 升 1 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
	4	1792	「明知」と「定江戸・當分明知」の合算を一紙に記述	明知 23 石 3 斗 2 合	定江戸・當分明知 195 石 8 斗 9 升 1 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
	5	1793	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 23 石 3 斗 2 合	當分明知 195 石 8 斗 9 升 1 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
	6	1794	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 7 石 2 斗 3 升	當分明知 195 石 8 斗 9 升 1 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
	7	1795	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 7 石 2 斗 3 升	當分明知 195 石 8 斗 9 升 1 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
	8	1796	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 7 石 2 斗 3 升	當分明知 195 石 8 斗 9 升 1 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
	9	1797	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 7 石 2 斗 3 升	當分明知 195 石 8 斗 9 升 1 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
	10	1798	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 7 石 2 斗 3 升	當分明知 195 石 8 斗 9 升 1 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
	11	1799	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 7 石 2 斗 3 升	當分明知 195 石 8 斗 9 升 1 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	訂正の貼紙あり
	12	1800	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 7 石 2 斗 3 升	當分明知 212 石 8 斗 9 升 1 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
享和	元	1801	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 25 石 8 合	當分明知 182 石 8 斗 9 升 1 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
	2	1802	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 6 石 4 斗 7 升 4 合	當分明知 201 石 4 斗 2 升 3 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
	3	1803	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 6 石 4 斗 7 升 4 合	當分明知 201 石 4 斗 2 升 3 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	彦三郎	
文化	元	1804	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 6 石 4 斗 7 升 4 合	當分明知 201 石 4 斗 2 升 3 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	勘三郎	
	2	1805	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 6 石 4 斗 7 升 4 合	當分明知 184 石 4 斗 2 升 5 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	勘兵衛	
	3	1806	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 11 石 8 斗 1 升 4 合	當分明知 184 石 4 斗 2 升 5 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	勘兵衛	
	4	1807	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 11 石 8 斗 1 升 4 合	當分明知 184 石 4 斗 2 升 5 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	勘兵衛	
	5	1808	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 11 石 8 斗 1 升 4 合	當分明知 184 石 4 斗 2 升 5 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	勘兵衛	
	6	1809	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 11 石 8 斗 1 升 4 合	當分明知 184 石 4 斗 2 升 5 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	勘兵衛	
	7	1810	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 11 石 8 斗 1 升 4 合	定旅詰 184 石 4 斗 2 升 5 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	勘兵衛	
	8	1811	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 11 石 8 斗 1 升 4 合	定旅詰 184 石 4 斗 2 升 5 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	□左衛門	庄屋は「清左衛門」か？
	9	1812	「明知」と「明知（給知）」の合算を一紙に記述	明知 11 石 8 斗 1 升 4 合	明知（給知） 184 石 4 斗 2 升 5 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	勘兵衛	
	10	1813	「明知」と「定江戸」3 人を一紙に記述、「定江戸」は個人別	明知 26 石 2 斗 7 升 5 合	定江戸南条嘉兵衛 71 石 8 斗 6 升 4 合 同 山口幸十郎 70 石 同 長谷川隼太 28 石 1 斗	5 ヲ 1 歩 3 厘	勘兵衛	
	11	1814	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 26 石 2 斗 7 升 5 合	當分明知 169 石 9 斗 6 升 4 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	勘兵衛	
	12	1815	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 26 石 2 斗 7 升 5 合	當分明知 169 石 9 斗 6 升 4 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	勘兵衛、徳兵衛	
	13	1816	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 10 石 7 斗 2 升 5 合	當分明知 169 石 9 斗 6 升 4 合	5 ヲ 1 歩 3 厘	勘兵衛、徳兵衛	
	14	1817	5 「明知」と「當分明知」を一紙に記述。當分明知は個人名はない か人別に記述	明知 60 石 7 斗 2 升 5 合	當分明知 71 石 8 斗 6 升 4 合 當分明知 70 石 當分明知 28 石 1 斗	5 ヲ 1 歩 3 厘	代次郎、徳兵衛	年号なし。「丑五月」から確定

交付年		月	土 地 の 内 訳	土 地 の 区 分		免 率	庄屋名	備 考
和暦	西暦			明 知	給知（當分明知、定旅詰等）			
文化 文政	15 1818	5	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 60 石 7 斗 2 升 5 合	當分明知 169 石 9 斗 6 升 4 合	5 ヲ 1 步 3 厘	大次郎、徳兵衛	「文化 15」と「文政元」は改元のため同年
	2 1819	5	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 60 石 7 斗 2 升 5 合	當分明知 169 石 9 斗 6 升 4 合	5 ヲ 1 步 3 厘	徳兵衛、大次郎	
	3 1820	6	「明知」のみ記述			5 ヲ 8 厘	徳兵衛、大次郎	「去土免二同」は誤りか
	4 1821	6	「明知」のみ記述	明知 32 石 8 斗 3 升 1 合		5 ヲ 8 厘	徳兵衛、大次郎	
	5 1822	6	「明知」のみ記述	明知 32 石 8 斗 3 升 1 合		5 ヲ 8 厘	徳兵衛、大次郎	
	6 1823	6	「明知」のみ記述	明知 32 石 8 斗 3 升 1 合		5 ヲ 8 厘	徳兵衛、大次郎	
	7 1824	6	「明知」のみ記述	明知 32 石 8 斗 3 升 1 合		5 ヲ 8 厘	徳兵衛、大次郎	
	8 1825	5	「明知」のみ記述	明知 32 石 8 斗 3 升 1 合		5 ヲ 8 厘	徳兵衛、大次郎	「大次郎」は「大次郎」の誤りか
	9 1826	6	「明知」のみ記述	明知 12 石 3 斗		5 ヲ 8 厘	徳兵衛、大次郎	
	10 1827	5	「明知」のみ記述	明知 29 石 8 斗		5 ヲ 8 厘	徳兵衛、大次郎	
	11 1828	6	「明知」のみ記述	明知 85 石 3 斗		5 ヲ 8 厘	大次郎、直太郎	「大次郎」は「大次郎」の誤りか
	12 1829	5	「明知」のみ記述	明知 100 石 3 斗		5 ヲ 8 厘	大次郎、直太郎	
	13 1830	6	「明知」のみ記述	明知 50 石 3 斗 8 升		5 ヲ 8 厘	大次郎、直太郎	「文政 13」と「天保元」は改元のため同年
天保	2 1831	5	「明知」のみ記述	明知 50 石 3 斗 8 升		5 ヲ 8 厘	大次郎	
	3 1832	5	「明知」のみ記述	明知 50 石 3 斗 8 升		5 ヲ 8 厘	大次郎、直太郎	
	4 1833	5	「明知」のみ記述	明知 50 石 3 斗 8 升		5 ヲ 8 厘	大次郎、直太郎	
	5 1834	6	「明知」のみ記述	明知 50 石 3 斗 8 升		5 ヲ 8 厘	大次郎、直太郎	
	6 1835	5	「明知」のみ記述	明知 50 石 3 斗 8 升		5 ヲ 8 厘	大次郎、直太郎	「22 日」交付
	7 1836	5	「明知」のみ記述	明知 50 石 3 斗 8 升		5 ヲ 8 厘	大次郎、直太郎	「24 日」交付
	8 1837	5	「明知」のみ記述	明知 50 石 3 斗 8 升		5 ヲ 8 厘	大次郎、直太郎	
	9 1838	7	「明知」のみ記述	明知 22 石 2 斗 7 升 2 合		5 ヲ 8 厘	直太郎	
	10 1839	6	「明知」のみ記述	明知 32 石 2 斗 7 升 2 合		5 ヲ 8 厘	直太郎	
	11 1840	5	「明知」のみ記述	明知 32 石 2 斗 7 升 2 合		5 ヲ 8 厘	直太郎	
	12 1841	5	「明知」のみ記述	明知 62 石 3 斗 1 升		5 ヲ 8 厘	直太郎	
	13 1842	5	「明知」のみ記述	明知 56 石 3 斗 1 升		5 ヲ 8 厘	直太郎、永次郎	
	14 1843	6	「明知」のみ記述	明知 56 石 3 斗 1 升		5 ヲ 8 厘	直太郎、永次郎	
	15 1844	6	「明知」のみ記述	明知 56 石 3 斗 1 升		5 ヲ 8 厘	直太郎、永次郎	「天保 15」と「弘化元」は改元により同年
弘化	2 1845	5	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 56 石 3 斗 1 升	當分明知 46 石 4 斗	5 ヲ 8 厘	直太郎、永次郎	
	3 1846	5	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 1 石 3 斗 1 升	當分明知 46 石 4 斗	5 ヲ 8 厘	直太郎、永次郎	
	4 1847	5	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 1 石 3 斗 1 升	當分明知 46 石 4 斗	5 ヲ 8 厘	直太郎、永次郎	
	元 1848	5	「明知」と「當分明知」の合算を一紙に記述	明知 1 石 3 斗 1 升	當分明知 46 石 4 斗	5 ヲ 8 厘	直太郎、永次郎	
	2 1849	閏 4	「明知」のみ記述	明知 1 石 3 斗 1 升		5 ヲ 8 厘	永次郎、直右衛門	
	3 1850	5	「明知」のみ記述	明知 56 石 3 斗 1 升		5 ヲ 8 厘	永次郎、直右衛門	
	4 1851	5	「明知」のみ記述	明知 56 石 3 斗 1 升		5 ヲ 8 厘	永次郎、直右衛門	
	5 1852	5	「明知」のみ記述	明知 120 石 8 斗 1 升		5 ヲ 8 厘	永次郎、直右衛門	
	6 1853	5	「明知」のみ記述	明知 120 石 8 斗 1 升		5 ヲ 8 厘	永次郎	

交付年		月	土 地 の 内 訳	土 地 の 区 分		免 率	庄屋名	備 考
和暦	西暦			明 知	給知（部分明知、定旅詰等）			
嘉永	7 1854		「明知」のみ記述	明知 120 石 8 斗 1 升		5 ヲ 8 厘	永次郎	「嘉永7」と「安政元」は改元のため同年
安政	2 1855	5	「明知」のみ記述	明知 120 石 8 斗 1 升		5 ヲ 8 厘	永次郎	
	3 1856	5	「明知」のみ記述	明知 120 石 8 斗 1 升		5 ヲ 8 厘	永次郎	
	4 1857	5	「明知」のみ記述	明知 120 石 8 斗 1 升		5 ヲ 8 厘	永次郎	
	5 1858	5	「明知」のみ記述	明知 246 石 3 斗 1 升		5 ヲ 8 厘	永次郎	
	6 1859	5	「明知」のみ記述	明知 231 石 8 斗 5 合		5 ヲ 8 厘	永次郎	
万延	元 1860	6	「明知」のみ記述	明知 23 石 8 升 4 合		5 ヲ 8 厘	永次郎	年号なし。「申六月」から確定
文久	元 1861	7	「明知」のみ記述	明知 23 石 3 斗 7 合		5 ヲ 8 厘	永次郎	年号なし。「西七月」から確定
	2 1862	6	「明知」のみ記述	明知 73 石 3 斗 7 合		5 ヲ 8 厘	永次郎	
	3 1863	8	「明知」のみ記述	明知 84 石 8 斗 7 合		5 ヲ 8 厘	永次郎	
元治	元 1864	正月	「明知」と「部分明知」の合算を一紙に記述	明知 91 石 2 斗 7 合	(給知) 56 石	5 ヲ 8 厘	不明	欠落あり
		143						

※ 「明知」、「給知（部分明知、定江戸詰、旅詰等としている）」は、全て共通の免率である。但し、「享保17」の給知の免率のみ異なっている。
※ 「備考」の「〇〇日」は交付の日である。「年・月」の後に書かれている。